国立大学法人高知大学職員の表彰に関する規則

平成16年4月1日 規 則 第 41号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第63条第2項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤職員就業規則」という。)第48条第2項の規定に基づき、職員(就業規則第3条第1項、国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則第2条、非常勤職員就業規則第2条第1項、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則第2条第1項及び国立大学法人高知大学特任職員就業規則第2条に規定する職員をいう。)の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰を受ける者)

- 第2条 就業規則第63条第1項第1号の表彰は、本学の職員(就業規則第3条第1項第3 号に規定する事務職員等に限る。)のうち、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良 好である者について行う。
 - (1) 勤労感謝の日において、本学の職員並びに他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国及び地方公共団体等(職員退職手当規則第 10 条及び第 11 条により在職期間を通算することが定められた機関に限る。以下「関係機関」という。)の職員として引き続いた在職期間(以下「勤続期間」という。)が 20 年以上であって、当該勤続期間のうち本学職員としての勤続期間が 10 年以上である者
 - (2) 勤続期間が前号に定める年数に達し、退職する者のうち、前号による表彰を受けていない者
- 2 前項に該当する職員のうち、関係機関において既にこれに類する表彰を受けている者 は、前項の該当者から除外する。

(顕著な功績等による表彰)

3 就業規則第63条第1項第2号から第4号まで及び非常勤職員就業規則第48条第1項 第1号から第3号までの表彰は、本学職員のうち、表彰することを適当と認める者があ る場合、学長、理事又は該当者の所属部局の長の推薦に基づき学長が決定する。ただし、 該当者の所属部局の長が推薦する場合は表彰に関する推薦書(別紙様式第1)により、 学長に推薦するものとする。 4 学長は、前項の規定に基づく推薦に関し、特に必要と認めた場合は、役員会に諮問するものとする。

(勤続期間の計算)

- 第3条 前条第1項の勤続期間の計算は、表彰の日の属する月までに本学職員又は関係機関の職員として在職した期間のうち、職員退職手当規則第9条(第2項を除く。)及び第10条に規定する勤続期間の計算に関する定めによる月数によるものとする。
- 2 懲戒処分により減給又は停職された期間は、前項の規定にかかわらず、在職期間から 除算する。

(表彰状の授与)

(表彰の日)

- 第4条 表彰は、学長が別紙様式第2による表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰にあわせて、記念品等を贈呈することができる。

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者: 勤労感謝の日の前後の日
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者:退職の日の前の日
- (3) 第2条第3項に該当する者:表彰事由を認定した日以降、学長が定める日 (雑則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前における高知大学職員としての期間(平成 15 年 9 月 30 日において国立学校設置法により設置されていた、廃止前の高知大学及び高知医科大学における職員としての期間を含む。)は、本学の在職期間とみなす。
- 3 本学の職員(前項にあげる在職期間をもつ者を含む。)が、引き続き高知県内の法人化 前の文部科学省関係機関、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立室戸青少年自然の 家(統合前の独立行政法人国立少年自然の家国立室戸少年自然の家を含む。)又は独立行 政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校に在職した期間がある場合は、当該 期間を本学の勤続期間に通算する。

附 則 (平成17年3月23日規則第459号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 25 年 6 月 12 日規則第 20 号) この規則は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。 附 則 (平成 26 年 2 月 26 日規則第 67 号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 国の機関を定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職し、引き続き本学の職員となった者へのこの規則の適用については、当該機関における在職期間を第2条第1項第1号に定める関係機関の職員としての在職期間とみなす。

附 則(平成31年4月26日規則第15号) この規則は、令和元年5月1日から施行する。 附 則(令和3年9月10日規則第20号) この規則は、令和3年10月1日から施行する。

表彰に関する推薦書

職員の職名・氏名	職 名 氏 名
事実とその理由 (具体的かつ詳細に記入し、 必要によっては、事実確認 が可能な書類等を添付す る。)	 (事 実) □ 職務に精励し、他の職員の模範となった。 □ 職務上有益な創意工夫により、本学に貢献した。 □ 教育研究上、特に功績があった。 □ 非常災害に関して、特に功績があった。 □ その他、特に功績が認められる。 (理 由)
国立大学法人高知大学職員の表彰に関する規則第2条第3項の規定に基づき、 上記のとおり推薦します。 年 月 日 国立大学法人高知大学長 殿	
	所属・職名 氏 名

別紙様式第2

(第2条第1項第1号による表彰)
(第2条第1項第2号による表彰)
表彰状
(氏 名) 殿
あなたは永年高知大学に勤務し職務に精励されました
あなれました
(第2条第1項第2号による表彰)
表彰状
(氏 名) 殿
あなたは永年高知大学に勤務し職務に精励されました

れました よってここに表彰します

年 月 日 国立大学法人高知大学長 氏名 このたび退職されるにあたりその功労を 表彰します

年 月 日 国立大学法人高知大学長 氏名

(第2条第3項による表彰)

表彰状

(氏 名) 殿

あなたは本学の発展のために特に貢献され その功績は誠に多大であります よってその功労をたたえこれを表彰します

年 月 日 国立大学法人高知大学長 氏名

注 (縦書き)